

2025年4月1日

各位

Saicho Ltd.

ヴィレッジ・セラーズ株式会社

## SAICHO スパークリングティー アレルゲンに関する説明書

SAICHO スパークリングティーには、原材料としてEU消費者向け食品情報規則（EU FIC）の附属書II（2014年委任規則第78号で改正）に記載されている14の主要アレルゲン食品（下記参照）は含まれていません。また製造過程、ボトリング施設でもこれら14品目は使用されておらず、クロスコンタミネーションのリスクはありません。

EU消費者向け食品情報規則に規定されている主要アレルゲン14品目：セロリ、グルテンを含む穀物（小麦〈スペルトやホラーサーンを含む〉、ライ麦、大麦、オーツ）、甲殻類（エビ、カニ、ロブスターなど）、卵、魚、ルピナス（ハウチワマメ）、乳製品、貝類（ムール貝、牡蠣など）、マスタード、落花生（ピーナッツ）、ナッツ類（アーモンド、ヘーゼルナッツ、クルミ、ブラジルナッツ、カシューナッツ、ペカンを含む）、ゴマ、大豆、二酸化硫黄および亜硫酸塩（10ppmを超える濃度の場合）

また食物アレルギーの表示制度、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定されている特定原材料等28品目はSAICHOスパークリングティーの原材料に使用されていませんが、ボトリング施設では特定原材料に準ずるオレンジ、キウイフルーツ、もも、りんごを使用した他製品を一部取扱っています（次ページ表参照）。

食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定されている特定原材料等28品目：

アレルギー	SAICHO スパークリング ティーの原材料	製造ライン上で他製品に 使用されている原材料
<b>特定原材料（8品目）</b>		
えび	—	—
かに	—	—
くるみ	—	—
小麦	—	—
そば	—	—
卵	—	—
乳	—	—
落花生（ピーナッツ）	—	—
<b>特定原材料に準ずるもの（20品目）</b>		
アーモンド	—	—
あわび	—	—
いか	—	—
いくら	—	—
オレンジ	—	○
カシューナッツ	—	—
キウイフルーツ	—	○
牛肉	—	—
ごま	—	—
さけ	—	—
さば	—	—
大豆	—	—
鶏肉	—	—
バナナ	—	—
豚肉	—	—
マカダミアナッツ	—	—
もも	—	○
やまいも	—	—
りんご	—	○
ゼラチン	—	—

以上